

群馬中央同窓会会則

第1章 総則

(名 称)

第1条 本会は、群馬中央同窓会（以下「本会」という。）と称する。

(所在地)

第2条 本会は、群馬県立中央中等教育学校内（群馬県高崎市新保田中町 184 番地）に置く。

(目的)

第3条 本会は、会員相互の親睦を図り、併せて母校の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 総会及び役員会の開催
- (2) 会報の発行
- (3) 在校生の教育に対する支援
- (4) その他、本会の目的を達成するために必要と認められる事業

第2章 会員

(会員)

第5条 本会は、次の会員をもって構成する。

- (1) 正 会 員 群馬県立中央高等学校及び群馬県立中央中等教育学校の卒業生
- (2) 準 会 員 前号の学校に在籍したことがある者で、役員会で承認した者

第3章 役員

(役員及び職務)

第6条 本会に、次の役員を置き、その職務は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 会長 1名
本会を代表し、会務を総理する。会議を招集し、議長を務める。
- (2) 副会長 2名
会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代行する。
- (3) 会計 若干名
本会の経理事務を担当する。
- (4) 書記 若干名
本会の記録事務を担当する。
- (5) 会計監査 若干名
本会の会計事務を監査する。
- (6) 理事 数名
本会の重要な会務を審議する。
- (7) 参与 若干名
本会の相談役となる。

- (8) 顧問 若干名
会長の諮問役となる。

(選任及び任期等)

第7条 役員は、正会員の中から選出又は選任する。但し、参与及び顧問については、この限りではない。又任期については、次の各号に掲げる通りとする。

- (1) 会長は、役員会において役員の中から選任し、総会でこれを承認する。
- (2) 副会長、会計、書記、会計監査及び理事については、正会員の中から選出し、会長がこれを承認した後、総会にて報告をする。
- (3) 参与は、本会の役員であった者及び群馬県立中央中等教育学校の教職員の中から会長が委嘱する。
- (4) 顧問は、本会会長の職にあった者並びに現学校長及び前学校長から会長が委嘱する。
- (5) 前条に規定する役員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げないものとする。
- (6) 当該役員に欠員が生じた場合の補充する役員の任期は、前任者の残存期間とする。

第4章 期別幹事

(期別幹事)

第8条 期別幹事は、卒業時に期別ごとに生徒により選出される。選出された期別幹事は、卒業期の会員相互の親睦を図るとともに、本会の運営に協力するものとする。

第5章 会議

(総会)

第9条 総会は、本会の最高決議機関であり、毎年1回定例開催し、重要事項等を審議し、これを決議する。また、役員会で必要があると判断した場合は、臨時総会を開くことができる。

- 2 総会は、会員の出席で成立し、議案は、当該出席者の過半数の賛成で決するものとする。
- 3 総会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 事業計画
- (2) 事業報告
- (3) 予算及び決算
- (4) 会長選任の承認
- (5) その他、本会の目的達成に必要な事項

(役員会)

第10条 役員会は、会長、副会長、会計、書記及び理事で組織し、本会運営に必要な事業等の立案、審議及び決定を行う。

- 2 役員会は、会長が招集し、必要がある場合は随時開催することができる。
- 3 会長は、役員の過半数の請求があった場合は、役員会を開催しなければならない。

第6章 会計

(一般会計)

第11条 本会の事業は、次の各号に掲げる収入で運営し、当該収入を一般会計収入として取り扱うものとする。

- (1) 入会金 10,000円 (入会時納入)
- (2) 年会費 2,000円 (年一回納入)
- (3) 特別会費 10,000円 (卒業時納入) 前号5年分に充てる
- (4) 寄附金
(特別積立会計)

第12条 本会の会計は、前条に定める一般会計の他、特別積立会計（特別繰越金）によるものとする。

- 2 本会が実施する事業の重要性により、当該会計から一般会計へ繰入をし、支出することができるものとする。なお、繰入をする額については、役員会で決定後、総会の決議を必要とする。

(会計年度)

第13条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第7章 会則の改正等

(会則の改正)

第14条 本会則の改正が必要な場合は、役員会の決定を経て総会で審議し決議する。

(その他)

第15条 本会則に定めのない事項については、役員会を開催し、その都度別途協議し、会長の承認をもって決定するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この会則は、令和7年7月1日から施行する。

(廃止)

- 2 この会則の施行により、現会則は廃止する。